議案第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1 工 事 名 国民宿舎サンロード吉備路改修工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 313,500,000円

4 契約の相手方 岡山市北区鹿田町一丁目3番16号

蜂谷工業株式会社·十井建設株式会社

国民宿舎サンロード吉備路改修工事共同企業体

代表者 蜂谷工業株式会社

取締役社長 蜂 谷 泰 祐

令和7年8月25日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

国民宿舎サンロード吉備路改修工事については、令和7年6月26日に一般競争入札を執行した結果、蜂谷工業株式会社・土井建設株式会社国民宿舎サンロード吉備路改修工事共同企業体が落札したので、工事請負契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5千万円以上であることから、市議会の議決を得ようとするものである。



工事請負仮契約書

MONEY.							
1	工事名	国民宿舎サンロード吉備路改修工事					
2	工事場所	総社市 三須 地内					
3	工事内容	別紙設計書のとおり					
	#a	自 本契約発効日					
4	工 期 📙	至 令和 8 年 5 月 15 日					
5	請負代金額	T値					
		うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 28,500,000円					
6	契約保証金	31,350,000円 契約保証の種類が5,6,7の場合は,免除と記入する。					
7	契約保証の種類 (該当する番号 に○をする。)	1. 現金 2. 有価証券 3. 銀行等の金融機関の保証 ④ 前払金保証事業会社の保証 5. 公共工事履行保証証券による保証 6. 履行保証保険による保証 7. 契約保証免除					
8	建設発生土の 搬出先等	建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり					
9	解体工事に 要する費用等 (該当する番号 に○をする。)	1. 建築物に係る解体工事 ② 建築物に係る新築工事等 別紙のとおり 3. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等) 別紙のとおり (注)解体工事に要する費用等とは、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用をいう。					

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条 項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書によ り契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 7 月 7 日





発注者 岡山県総社市中央一丁目1番

総社市

総社市長

受注者 蜂谷工業株式会社·土井建設株式会社

国民宿舎サンロード吉備路改修工事

共同企業体

(代表者) 住所

氏名

岡山市北区鹿田町一丁目3番16号 蜂谷工業株式会社

(構成員) 住所

岡山県総社市総社1丁目1番50号 氏名

土井建設株式会社 代表取締役 高見

律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第52条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を 設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。 以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第53条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者 その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に 関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者 が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しく は受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び 受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争 を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査 会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 訓)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(本契約の成立)

第56条 この仮契約書は、総社市契約条例(平成17年総社市条例第61号)第2条の規定による市議会の議決の日をもって本契約書とみなす。

入 札 結 果 表

三須 地内 国民宿舎サンロード吉備路改修工事

	入札書記載金額	入 札 者			
	(円)	名 称	氏 名	落札金額(円)	
落札	285,000,000	蜂谷工業株式会社・土井建設株式会社 国民宿舎サンロード吉備路改修工事共同企業体	代表者 蜂谷工業株式会社 取締役社長 蜂谷 泰祐	313,500,000	

^{*} 上記入札書記載金額に、100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申込みの金額である。

失格基準価格 249,761,750円

- 1. 国民宿舎サンロード吉備路改修工事の概要
- (1)建物用途 国民宿舎
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階建

延床面積:6,803平方メートル

国民宿舎の内外装改修, 浴室の大規模改修,

屋上防水改修等含む

2. 契約の相手方

(1) 共同企業体名 蜂谷工業株式会社・土井建設株式会社

国民宿舎サンロード吉備路改修工事共同企業体

(2) 所 在 地 岡山市北区鹿田町一丁目3番16号

(3)代表者蜂谷工業株式会社

取締役社長 蜂 谷 泰 祐

第1構成員

(1) 商号又は名称 蜂谷工業株式会社

(2) 所在地 岡山市北区鹿田町一丁目3番16号

(3)代表者 取締役社長蜂谷泰祐

(4) 建設業許可番号 国土交通大臣許可(特-4)第2652号

(5) 出資の割合 65%

第2構成員

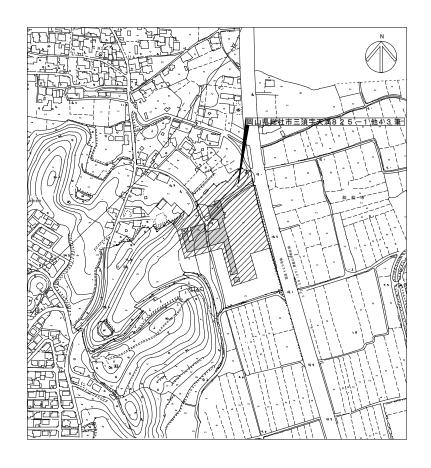
(1) 商号又は名称 土井建設株式会社

(2) 所在地総社市総社一丁目1番50号

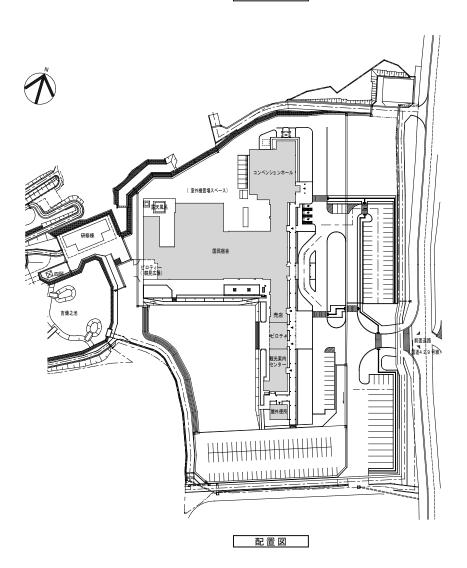
(3)代表者 代表取締役 髙見郁

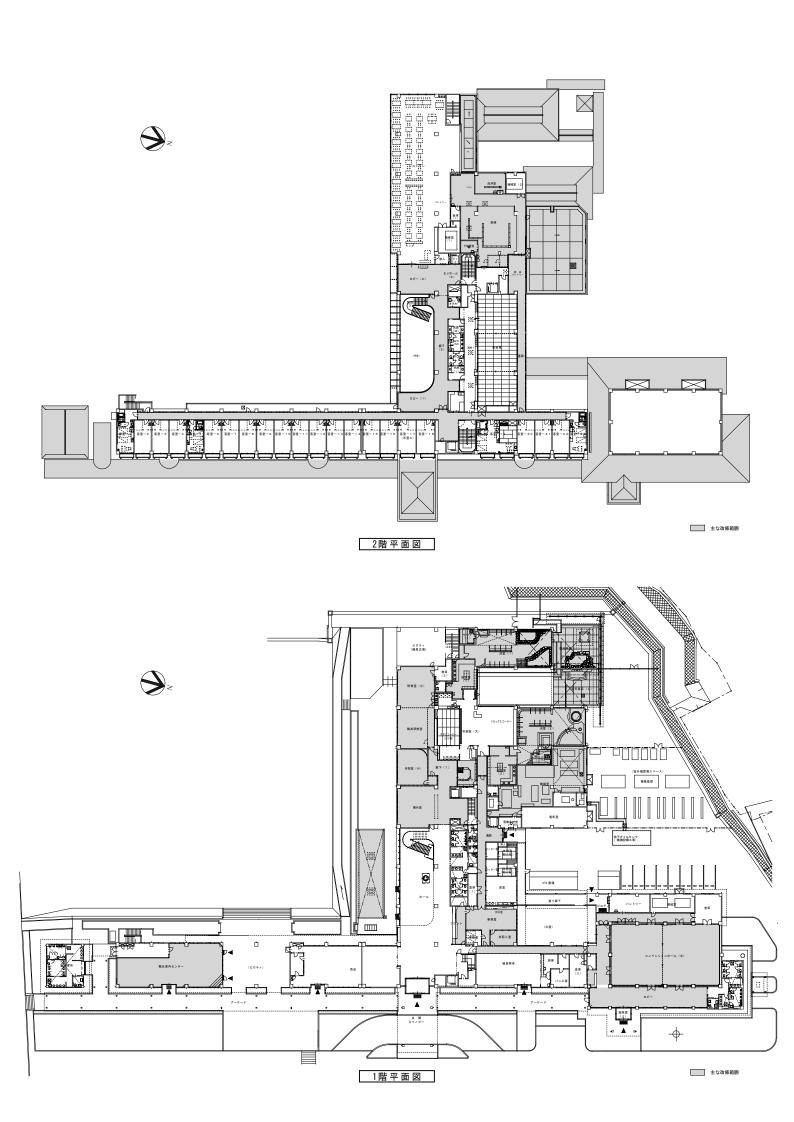
(4) 建設業許可番号 岡山県知事許可(特-2)第1121号

(5) 出資の割合 35%

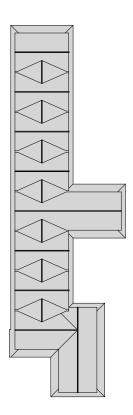


付近見取図

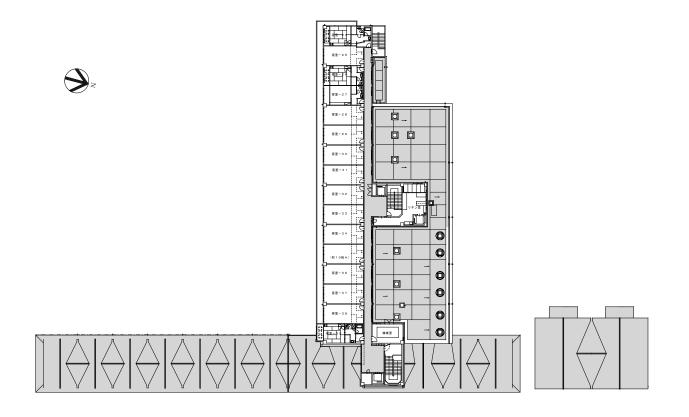








屋根伏図



3階平面図